

日本シェーグレン症候群学会奨励賞規約

1. 名称

この賞は「日本シェーグレン症候群学会奨励賞」と称する。

2. 目的

若手によるシェーグレン症候群および関連疾患の基礎的あるいは臨床的研究の振興をはかることを目的とする。

3. 応募規定

1) 受賞者の資格

- (1) 日本シェーグレン症候群学会（本会）会員。
- (2) シェーグレン症候群および関連疾患の基礎的および臨床的研究を担う、応募時点で年齢 40 歳未満の研究者

2) 候補論文の提出はつぎによる。

- (1) 論文の内容は、シェーグレン症候群および関連疾患の基礎的または臨床的研究に限るものとする。
- (2) 日本での基礎的あるいは臨床的研究であること。
- (3) 対象論文は、当該年度学術集会開催前年の 1 月から 12 月までの間に学術雑誌に掲載された原著論文とする。
- (4) 掲載誌はレフェリー制のある学術雑誌であり、インパクトファクターを取得していること。
- (5) 候補者は、筆頭著者または corresponding author であること。
- (6) 上記 (1)～(5) の要件を満たす本会奨励賞候補論文 1 編について応募用紙（様式別紙）と別冊 4 部を添え 6 月末日までに本会事務局宛送付する。

慶應義塾大学医学部 リウマチ・膠原病内科 内
日本シェーグレン症候群学会事務局 宛
〒160-8582 東京都新宿区信濃町 35
TEL 03-5363-3147 FAX 03-5363-3149

4. 銓衡方法

- 1) 銓衡委員：理事長、前会長、現会長、次会長の 4 名を銓衡委員として委嘱する。
- 2) 銓衡要領：学術集会開催以前に銓衡委員会を招集して受賞者を内定し理事会の承認を得る。

5. 受賞及び伝達の方法

- 1) 本賞受賞者には学術集会の席上で会長より賞品、賞状を贈呈する。
- 2) 当該年度の受賞対象者は 3 名以内とし、副賞は別に定める。

6. この規約の改正は、理事会の議決による。

7. この規約は、2010 年の本会に係わる銓衡から適用する。